

笠間サポーターズ設置運営要項

(趣旨)

第1条 この設置運営要項は、笠間市（以下「市」という。）を愛し、自ら善意で市を応援したいという精神を持つ個人や団体について、「笠間サポーターズ」へ登録し、「笠間サポーター」の呼称を付与する。

(活動内容)

第2条 市内外において開催される市関連催事への参加、市への積極的な来訪及び周囲へ市の魅力発信など、交流人口を拡大することによる観光振興を目的とした活動を行うものとする。

(登録)

第3条 笠間サポーターズの登録要件は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 趣旨に賛同し、活動を実践する成人又は団体であること。
- (2) 市に関係する団体又は個人から推薦を受けた者。

(条件等)

第4条 笠間サポーターズに関する条件等は次の各号に掲げるものである。

- (1) 無報酬とする。
- (2) 笠間サポーターの名刺を予算の範囲内で提供する。ただし、1年間に提供する枚数の上限の基本は300枚とする。
- (3) 期間は、1年度単位とする。ただし、登録者及び市より登録抹消の申出がない場合は自動更新とする。
- (4) 市は、笠間サポーターズの趣旨、活動内容に適合しないと認められる場合は、登録を抹消することができる。
- (5) 市が活動内容について報告を求める場合は、速やかに報告するものとする。
- (6) 笠間サポーターズの全ての活動は個人の責任において行うものとし、全ての活動において生じる争議、債務、事故等については、市及び推薦者が責めを負うこと、仲裁を行うことはしないものとする。

(登録)

第5条 笠間サポーターズの登録には、笠間サポーターズ登録申請書を提出するものとする。

(庶務)

第6条 笠間サポーターズに関する庶務は、産業経済部商工観光課において処理する。

(その他)

第7条 ここに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。